

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

## 給付額

1世帯当たり10万円

## 対象者

- ① 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）。

## 給付時期

できるだけ速やかに支給できるよう、自治体に協力を依頼。

## 実施主体

市町村（特別区を含む）

## 予算額

令和3年度補正予算（案）：14,323億円

※ 自治体との調整等を踏まえ、変更が生じることがある。